学校給食費の手続きに関するＱ＆Ａ

（児童・生徒用）

〈目次〉

１．　学校給食費の公会計化について……Ｐ２

２．　「学校給食申込書」について……Ｐ３

３．　口座振替申込について……Ｐ４

４．　書類の記載方法について……Ｐ７

５．　学校給食費・支払い方法について……Ｐ８

６．　日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（スポ振）の保護者負担金・学校徴収金等について……Ｐ１０

１．学校給食費の公会計化について

さいたま市では、**令和６年４月**から学校給食費の取扱いを現在の私会計(各学校の校長が徴収・管理する方法)から、公会計(さいたま市で徴収・管理する方法)としています。

Q1-1 学校給食費公会計化の目的は何ですか？

主な目的は、以下のとおりです。

・口座振替の際に市指定の複数金融機関から選択できるようにし利便性を向上すること。
・学校給食費を市の予算に計上することで会計の透明性を高めること。
・市が学校給食費を徴収することで学校現場の事務負担を軽減すること。

Q1-2 公会計化によって、保護者にとっては何か変わりますか？

学校給食費の支払先が学校からさいたま市に変わります。それに伴い、これまで学校指定の金融機関からしか口座引き落としできませんでしたが、選べる口座が増えます。また、学校給食費、日本スポーツ振興センター保護者負担金の口座振替手数料は市の負担になります。

Q1-3 公会計化とは、学校給食費が無料になるということですか？

学校給食費の公会計化とは、学校給食費を市の歳入予算・歳出予算に計上し、議会の承認を経たうえで、市長が徴収・管理していくという方法です。無償化とは別になります。

２.「学校給食申込書」について

Q2-1「学校給食申込書」は毎年提出するのですか？

申込書はお子様が市立学校在学中有効ですので、毎年提出する必要はありません。ただし、連続６日以上の欠食や食物アレルギー等の事情により継続して学校給食の提供を停止する場合、事由の生じる日の６日前(土日祝年末年始を除きます。)までに「学校給食喫食内容変更届」の提出が必要になります。変更届は学校で取得又は市ホームページから印刷してください。

Q2-2 食物アレルギー等が原因で家から弁当を持参しようと考えています。一切給食を食べる予定がありませんが、「学校給食申込書」の提出は必要ですか？

提出の必要はありません。学校給食における食物アレルギー対応等（弁当持参含む）については、必ず学校にご相談ください。

Q2-3 食物アレルギー等により、学校給食の一部を停止(代替食や除去食対応)したい場合、①「学校給食申込書」の提出は必要ですか？②別途必要な提出書類はありますか？

① 「学校給食申込書」の提出は必要です。

② 牛乳を停止又は牛乳のみを提供とする場合は「学校給食喫食内容変更届」を事由の生じる日の６日前(土日祝年末年始を除きます。)までに提出する必要がございます。提出される際は学校にご相談ください。

Q2-4 小学校６年生が次年度に私立中学に進学する場合や、市外の学校へ転校する場合、何か手続きが必要ですか？

通常の進学又は転出の手続きをしていただければ、学校給食費関係で追加の手続きはございません。さいたま市立学校の在籍がなくなった段階で、「学校給食申込書」の効力は失効します。なお、転出する前までの学校給食費の口座振替を転出後に行う場合もございますので、それまでは口座は解約しないようにお願いいたします。最終回の口座振替終了後、口座登録は市で削除いたします。

※特に、市立中・中等教育学校以外の学校に進学される場合、教育委員会事務局に必ずお伝えください。

参照： さいたま市／さいたま市立以外の小・中学校に入学予定の方へ（saitama.lg.jp）
https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/011/p068310.html

３．口座振替申込について

Q3-1 口座振替申込は、学校で指定されている教材費等の口座と同じものを登録しなければいけませんか？また、子供名義等、口座名義人の指定はありますか？

学校指定の口座と必ずしも一致する必要はありません。お子様名義の口座を登録いただくことも可能ですが、保護者様の給与口座等、残高不足になりにくい口座の登録にご協力をお願いします。

Q3-2 市立学校に入学する予定の子供が二人以上いる場合、給食申込・口座振替申込はどうすれば良いですか？

お子様それぞれで学校給食申込と口座振替申込が必要となります。なお、兄弟姉妹で同一の振替口座を設定することは可能です。

Q3-3 小学生の子の中学校進学時や、さいたま市立学校間で転校した際には再度口座申込は必要ですか？

さいたま市立学校に進学、転校する場合は再度の口座申込は不要です。登録済の口座から継続で引き落としとなります。変更を希望する場合は別途手続きが必要です。

Q3-4 口座振替登録の期限はありますか？

Ｗｅｂ申込の場合　…毎月５日までの登録でその月の末日以降に到来する振替日より登録口座から引き落とし

「口座振替依頼書」の場合　…毎月１５日までに金融機関に提出された場合、翌月末日以降に到来する振替日より登録口座から引き落とし

Q3-5 口座振替登録の期限に間に合わなかった場合はどうなりますか？

口座振替が登録完了されるまでの間に納付期限を迎えた学校給食費は、教育委員会事務局が送付する納付書にてお支払いをお願いします。

Q3-6 就学援助(又は生活保護)を受けていますが、口座振替申込は必要ですか？

支援を受けている方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q3-7 Ｗｅｂ口座振替対象の金融機関はどちらになりますか？

以下の３２金融機関が取り扱いの対象となっております。

なお、普通預金口座（通常貯金口座）のキャッシュカードをお持ちの個人の方又はインターネットバンキングをご利用の個人の方に限られます。

（口座振替依頼書での申込も可能です。）

１．ゆうちょ銀行

２．都市銀行（以下４金融機関）

埼玉りそな銀行　みずほ銀行　三井住友銀行（※１）りそな銀行

３．地方銀行（以下１５金融機関）

足利銀行　きらぼし銀行　きらやか銀行　群馬銀行　常陽銀行　大光銀行
第四北越銀行　東京スター銀行　東和銀行　栃木銀行　八十二銀行　東日本銀行
福島銀行　武蔵野銀行　山形銀行

４．信用金庫（以下７金融機関）

青木信用金庫　川口信用金庫　埼玉縣信用金庫　城北信用金庫　巣鴨信用金庫
東京信用金庫　飯能信用金庫

５．その他（以下５金融機関）

あすか信用組合　SBI 新生銀行　中央労働金庫　さいたま農業協同組合（※２）
南彩農業協同組合（※２）

（※１）SMBC ダイレクト（インターネットバンキング）をご利用の方に限られます。
（※２）JA サービス ID の取得が必要です。

Q3-8　Ｗｅｂ口座振替対象の金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

可能であれば、Ｗｅｂ口座振替対象金融機関の口座開設をお願いいたします。開設が困難な場合は、紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関を選ぶことができます。通学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、ご記入の上で金融機関窓口に提出してください。なお、申込には金融機関届出印の押印が必要となります。

☆紙の「口座振替依頼書」のみ対応している金融機関（Ｗｅｂ口座申込の取り扱いなし）

三菱 UFJ 銀行　三菱 UFJ 信託銀行　SMBC 信託銀行　みずほ信託銀行

Q3-9 インターネットバンキングを利用していないと、Ｗｅｂ口座申込はできないのでしょうか？

三井住友銀行以外は、インターネットバンキングを利用していなくても申込が可能です。ただし、キャッシュカードのない口座からはＷｅｂ申込ができません。

Q3-10　Ｗｅｂ口座振替を申し込む際、学校給食費と日本スポーツ振興センター保護者負担金(スポ振)の２件をまとめて申込できますか？

Ｗｅｂ口座申込では、２件まとめての申込ができません。**大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ１件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。**

（スポ振に加入しない方：スポ振分の口座振替申込不要）

Q3-11 Ｗｅｂ口座振替申込の口座を、誤った情報で入力してしまいました。どうすればよいですか？

正しい情報で再度口座申込をお願いいたします。振替口座を変更したい場合も同様です。ただし、新しい情報が反映されるまでにある程度の期間を要することから、処理が完了するまでは先に申し込んで頂いた口座の情報から引き落とし処理をかける場合があります。口座振替不能となった際は、おいしい給食サポート課までお問い合わせください。

Q3-12 口座を所持していません。どうすれば良いですか？

５～６ページに記載の金融機関に保護者様又は児童生徒名義の口座を開設し、口座登録をお願いいたします。どうしても口座が開設できないという方は、納付書で納付をしていただくことになります。

４．書類の記載方法について

Q4-1「学校給食申込書」を書き間違えました。どうすれば良いですか。

二重線で訂正し余白に正しい内容を記載してください。「学校給食申込書」の訂正に押印は不要です。※口座振替依頼書の書き損じの場合⇒Q4-4 参照

Q4-2「学校給食申込書」を紛失(破損)しました。予備はもらえますか？

市ホームページから様式をダウンロードし印刷、又は学校に予備がないか確認をしてください。

Q4-3 保護者１名の場合、給食申込書の保護者欄はどう記入すれば良いですか？

保護者欄に１名様分の情報をご記入ください。

Q4-4「口座振替依頼書」を書き間違えました。どうすれば良いですか？

二重線で訂正し金融機関届出印を押印して修正してください。

訂正の押印は「金融機関保管用」のみで構いません。

Q4-5「口座振替依頼書」を紛失(破損)しました。予備はもらえますか？

各学校又はおいしい給食サポート課に予備がありますのでお申し出ください。

Q4-6 印鑑レスの口座の場合、「口座振替依頼書」の届出印欄はどうすれば良いですか？

各金融機関のホームページ等を確認頂き、指示に従って対応してください。

Q4-7 届出印がわからなくなってしまいました。どうすれば良いですか？

印鑑不一致の場合、口座振替申込できません。金融機関に確認してください。

Q4-8「口座振替依頼書」を学校又は教育委員会事務局に提出しても良いですか？

印鑑の確認等もあるため、金融機関に提出をお願いいたします。学校又は教育委員会事務局に提出された場合、通常よりも登録完了までにお時間がかかります。

Q4-9「口座振替依頼書」の開始年月はいつで記入すればよいですか。

振替を開始する月を記入してください。ただし、毎月１５日までの提出で翌月末以降の振替開始となりますので、提出日によっては希望する月の振替が間に合わない可能性があります。空欄で提出頂いた場合については、処理が済み次第の開始となります。

５．学校給食費・支払い方法について

Q5-1 長期の欠席によって学校給食を食べなかった場合、学校給食費の請求額はどうなりますか？

学校給食を実施する日において連続して６日以上学校給食を欠食する場合は、事由が生じる日の６日前(土日祝年末年始は除きます。)までに、「学校給食喫食内容変更届」を通学する学校に提出してください。欠食した食数に応じて学校給食費を調整します。なお、提出が遅れた場合は、欠食した場合であっても学校給食費を納付頂くことになりますので、あらかじめご了承ください。

Q5-2 学校給食費が返金になることはありますか？

以下の場合は、３月末日引き落とし分の学校給食費を調整し、精算を行います。

・学校給食を実施する日において連続して６日以上学校給食を欠食する場合
(Q5-1 のとおり、期日までに届出が必要です。)
・災害や学級閉鎖などにより学校給食を実施しなかった場合
※届様式は、各学校で配付しております。必ず事前に学校へお申し出ください。
※調整後の額は、「学校給食費納付額変更通知書」で事前にお知らせします。

Q5-3 一年分の学校給食費を一括で引き落としすることは可能ですか？

現段階では一括の引き落としは実施する予定はありません。各納付期限日ごとにわけての引き落としとなります。

Q5-4 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替は可能ですか？②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

① 再振替は実施しません。通帳記帳等で引き落としができなかった事実を確認した上で、おいしい給食サポート課給食会計係に連絡し、「納付書」の発行手続きをお願いします。
（学校給食費納付額決定通知書の右側に記載してある「問合せ番号（10 桁の数字)」をお伝えいただけると手続きがスムーズです。)
「納付書」で金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いができます(Q5-6 参照)。

② 令和６年４月以降は学校で学校給食費・スポ振保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に「納付書」をご利用ください。

Q5-5 口座振替未登録で納付書払いの場合、納付書はどこで入手すれば良いですか。

口座登録されていない方に対しては、各納期の１０日前頃に「納付書」を発送します。納付書紛失や口座振替不能分については、おいしい給食サポート課給食会計係までご連絡頂ければ納付書を再発行しお送りいたします。

Q5-6 学校給食費用の納付書はどこで使えますか？

さいたま市の指定金融機関、市内の各区役所派出所、市民の窓口のほか、コンビニエンスストアやスマホ決済、ペイジー納付に対応しています。振込手数料はかかりません。なお、納付書に記載の期限を経過した場合、コンビニやスマホ決済での納付が対応できない場合がありますので、必ず記載の期限までに納付してください。

Q5-7 口座振替不能又は納付期限までに納付ができなかった場合、何か通知はでますか？

納付期限までに納付が確認できなかった場合、納付期限経過から約１カ月程度で督促状が郵送されます。督促状には納付書が付属しておりますので、届いた際は督促状に記載の指定納付期限までに支払いをお願いいたします。

Q5-8 学校給食費の未払いが続いた場合はどうなりますか？

納期限までにお支払いが確認できない場合は督促状や催告書の発送、市職員からの電話での催告、ご自宅の訪問をさせていただく場合がございます。それでもなお滞納が続く場合、裁判所を通じた法的手続きを執らせて頂く可能性があります。

Q5-9 経済的にどうしても学校給食費の支払いが困難な場合はどうすればよいですか？

支払いが困難な事情がある方はおいしい給食サポート課給食会計係までご相談ください。また、支給要件に該当すれば就学援助を受けられる場合があります。就学援助の認定を受けた場合、認定後の学校給食費は就学援助費から支払われますので、通学先の学校か、教育委員会事務局学事課(℡０４８－８２９－１６４７)にご相談ください。

６．日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（スポ振）の保護者負担金、学校徴収金等について

Q6-1 スポ振にも学校給食費のように加入の申込書はありますか？

「学校給食費申込書」とは別に学校経由でスポ振加入の「同意書」が配布されます。詳細については学校からのお知らせをご確認ください。なお、スポ振の加入に関するお問い合わせ先は健康教育課保健係、口座振替などの支払いに関するお問い合わせ先はおいしい給食サポート課給食会計係です。

Q6-2 スポ振に加入する予定はありませんが、学校給食費と同時に口座申込されてしまうのですか？

スポ振に加入予定のない方については、Ｗｅｂ口座振替登録の際に学校給食費の分のみをご登録ください。紙の「口座振替依頼書」を使用する場合でもスポ振の加入同意書の提出がない方は口座振替されません。

Q6-3 口座振替登録をした口座にスポ振の給付金が振り込まれるのですか？

申込いただいた口座は共済掛金の支払いのみに使用する口座です。給付金の入金口座ではありません。給付金の受け取り方法については学校に確認してください。

Q6-4 学校徴収金（教材費等）の口座引き落としも市が管理しますか？

学校徴収金（教材費等）の管理は、令和６年度以降も学校の管理です。詳細については学校にお問い合わせください。

さいたま市 教育委員会事務局

〇学校給食費の支払い

スポ振保護者負担金の支払いに関するお問い合わせ先

おいしい給食サポート課　給食会計係

TEL　０４８－８２９－１５９１

FAX　０４８－８２９－１９９０

〇スポ振の加入申込に関するお問い合わせ先

健康教育課　保健係

TEL　０４８－８２９－１６７８

FAX　０４８－８２９－１９９０